賃金改善に関する項目

人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、尊重することが基本であると考えている。

令和４年度の人事委員会勧告の取扱いについては、勧告どおり実施したい。具体的には次のとおり。

給料表について、令和４年４月１日に遡及して引き上げることとしたい。

期末勤勉手当について、令和４年度分から年間０.１月分を引き上げ、年間４.４０月分に改定し、その割り振りは、勤勉手当について、６月及び12月に支給される月数を０.０５月分引上げ、それぞれ１.０月分としたい。

再任用職員の給料月額については、令和５年４月１日から引き上げることとしたい。

以上の内容で関係条例（案）を９月後半の定例府議会へ提出したい。

技能労務職員に適用される技能労務職給料表については、行政職給料表に準じた取扱いとし、その他の人事委員会勧告についても行政職給料表が適用される職員に準じていきたい。